

12月12日 立候補予定者説明会におけるお問い合わせについて、下記のとおり回答します。

質問		回答
1	契約書すべてに収入印紙を貼付しなければならないか。	<p>ポスター、ビラを作成する請負契約については、収入印紙の貼付が必要となります。</p> <p>ただし、契約金額が1万円未満の場合は非課税です。</p> <p>※ガソリンの単なる売買契約の場合は収入印紙の貼付は必要ありません。</p> <p>【詳しいお問い合わせ先】</p> <p>米子税務署電話相談センター 0570-00-5901 (ナビダイヤル) 0859-32-4121 (代表電話番号)</p>
2	自動車の借入契約について、借入期間と金額は実際の借入期間と金額を記入するのか、それとも公費負担の対象となる借入期間と金額を記入するのか。	実際に事業者から借入した期間と金額を掲げてください。
3	自動車運転手雇用に係る契約書に消費税を記載するのか。	個人事業主と契約する場合は、消費税の記載は必要ですが、それ以外は不要です。
4	選挙運動のために使用する労務者に対する弁当について、考え方はどうなっているのか。	<p>実費弁償としての弁当料は、労務者には支給できません。弁当の現物提供を労務者に行なうことはできます。その場合は、労務者に支払う日当額1万円から提供した弁当代の実費を差し引いて支払いしてください。</p> <p>※飲食物に関しては、「<u>地方選挙早わかり</u>」128ページから132ページ、実費弁償・報酬に関しては、159ページ165ページをご参照ください。</p>

質問		回答
5	うぐいす嬢に対しては弁当を提供してよいのか。	弁当の提供は可能です。弁当の現物を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、1食あたりの弁当料の制限額 1,500 円から実費を差し引いた額以内となります。 ※ <u>「地方選挙早わかり」</u> 161 ページ
6	自動車の積載物の大きさの制限について、地面から 3.8 m となっているが、この基準は軽自動車も同じか。	軽自動車の場合は、2.5 m となります。